

株式会社グリーンパワーインベストメント
「(仮称)住田遠野風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成26年12月12日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)住田遠野風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県遠野市及び気仙郡住田町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大100,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年10月 6日
環境大臣意見受理	平成26年11月28日
経済産業大臣意見	平成26年12月12日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント
「(仮称) 住田遠野風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 騒音等の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る影響が懸念される。このため、風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月、環境省)等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

2. 風車の影の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、風車の影による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

3. 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、イヌワシ、クマタカ等の猛きん類等の重要な鳥類の生息が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故等による重要な鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。

4. 水生生物に対する影響

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

5. 生態系に対する影響

事業実施想定区域は比較的平坦な尾根筋であるが、北上山地の尾根筋は、冬季の気象条件が厳しく、過去には、凍結融解作用等による放牧地の荒廃現象が生じたことがあり、また、尾根筋は生物多様性の保全上、重要なところである。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、できる限り既存道路、無立木地等を活用することで森林の伐採及び地形の改変を最小限に留め、改変部分については、極力、地域の在来種（郷土種）による早期の緑化を計画すること。

6. 発生土の影響

本事業の実施に当たっては、既存道路の拡幅、取付道路の敷設等に伴う発生土による自然環境への影響が懸念される。このため、既存道路の拡幅面積の最小化や既存道路の有効活用による道路新設の最小化等により発生土の発生量を極力抑制するよう、本事業の風力発電設備等の配置等を計画すること。また、事業における土量収支の均衡に努め、残土については、場外処分地へ搬出することを基本とすること。